

第2節 安全・安心な廃棄物処理の推進

施策10 アスベスト廃棄物の適正処理指導【継続】

施策の方向性

- 建設工事等の元請業者や産業廃棄物処理業者に対して、アスベスト廃棄物の適正処理を周知します。
- アスベスト廃棄物が発生する建設工事等について、届出書等により処理の状況を把握します。
- 建設工事現場及び処理業者への立入調査を実施し、アスベスト廃棄物の適正処理に関する指導を徹底します。

具体的な取組事項

1	アスベスト廃棄物適正処理の周知
建設リサイクル法及び「建築物の解体工事に係る指導要綱」に基づく事前届出の受付時にアスベスト廃棄物の有無に関する確認を徹底し、適正処理に必要な手続き等を周知します。	
2	アスベスト廃棄物に係る届出書及び報告書の徴収
「横浜市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則」に基づき、アスベスト廃棄物が発生する建設工事等を行う事業者に対して、届出書及び報告書の提出を求め、アスベスト廃棄物の処理状況を把握します。	
3	アスベスト廃棄物の適正処理指導（建設工事等の元請業者）
建設工事等の元請業者に対して、アスベスト廃棄物と他の廃棄物を適正に分別保管すること、処理にあたっては許可を有する事業者へ委託することなどアスベスト廃棄物の適正処理を指導します。	
4	アスベスト廃棄物の適正処理指導（処理業者）
再生砕石を製造している処理業者に対して、産業廃棄物の受入・保管状況の確認や石綿含有産業廃棄物の混入防止策等の聞き取り調査を実施し、廃棄物処理法に基づく維持管理基準及び処理基準を遵守するよう指導します。	

5	アスベスト廃棄物の分析
---	-------------

アスベストの含有が疑われる廃棄物が見つかった場合は、必要に応じて分析を実施し、アスベスト廃棄物の不適正処理を防止します。

施策11 PCB廃棄物の適正処理指導【拡充】

施策の方向性

- PCB廃棄物の保管事業者に対して、保管及び処分状況等の届出書等の提出、適正保管の徹底を指導します。
- 未届のPCB廃棄物を把握するための調査を実施し、PCB廃棄物の処理が期限内に完了するよう必要な指導を実施します。

具体的な取組事項

1	PCB廃棄物保管事業者への立入調査
PCB廃棄物を保管している事業者に対して、計画的に立入調査を実施し、処分に関する情報を提供するとともに適正保管について指導します。	
2	届出書等の提出周知
PCB廃棄物を保管する事業者に対して、保管及び処分状況等に関する届出書の提出について周知します。	
3	掘り起こし調査の実施
未届のPCB廃棄物を把握するため、自家用電気工作物を設置している事業者を対象とした掘り起こし調査を実施します。未届のPCB廃棄物を所有する事業者に対しては、届出書の提出等を指導します。	

施策12 感染性廃棄物の適正処理指導【継続】

施策の方向性

- 病院への立入調査を実施し、感染性廃棄物の委託状況及び保管状況等の確認を行い、感染性廃棄物の適正処理について指導します。
- 関係団体等を通じて産業廃棄物の適正処理について啓発します。

具体的な取組事項

1	病院への立入調査
感染性廃棄物を多量に排出する病院への立入調査を実施し、委託契約書及びマニフェストの保管状況等の確認を行います。また、運搬されるまでの保管が適正に行われているかを確認します。	
2	関係団体を通じた啓発
横浜市医師会、横浜市歯科医師会、横浜市獣医師会及び横浜市病院協会を通じて、産業廃棄物の適正処理について周知します。	
3	医療監視との連携
医療監視を実施する健康福祉局と連携し、市内の医療機関に対して、産業廃棄物の適正処理について周知します。	

施策13 その他有害廃棄物等の適正処理指導【継続】

施策の方向性

- 有害廃棄物等を排出する事業者に対して立入調査を実施するとともに、ダイオキシン類などの有害物質の調査を行い、施設の維持管理基準等の遵守について確認します。
- 一定規模以上の焼却施設の解体工事に伴い発生する産業廃棄物の適正処理について、関係部局と連携して指導します。

具体的な取組事項

1	焼却施設への立入調査
産業廃棄物の焼却施設から排出される燃え殻、ばいじん等のダイオキシン類の分析を実施して、施設の維持管理基準等の遵守状況を確認します。	
2	特定有害産業廃棄物の調査
特定有害産業廃棄物を排出する事業場に対して、汚泥等の抜き取り調査を実施し、処分基準の遵守状況を確認します。	
3	焼却炉解体時の適正処理指導
環境創造局と連携し、一定規模以上の焼却施設の解体工事に伴い発生する産業廃棄物の処理について指導します。	

施策14 建設系廃棄物の適正処理指導の徹底【拡充】

施策の方向性

- 建設系廃棄物の事業場外保管届出制度を適正に運用します。
- 解体工事業者等が行う産業廃棄物の過剰保管等に対して指導を徹底します。
- 事業場外保管場所への立入調査や土地所有者への注意喚起等を実施し、建設系廃棄物の適正処理指導を徹底します。

具体的な取組事項

1	事業場外保管届出の提出指導
建設系廃棄物の保管状況等の把握に努め、事業場外保管届出の対象となる事業者に対しては届出を提出するよう指導します。	
2	事業場外保管場所への立入調査
届出書が提出された保管場所へ定期的に立入調査を実施し、不適正処理の防止に取り組みます。	
3	過剰保管等を行う事業者への指導の徹底
過剰保管等を行う事業者に対しては、文書指導を原則とし、指導に従わない場合は、行政処分等の厳格な対応を取ります。また、警察等の関係機関と連携して建設系廃棄物の適正処理を推進します。	
4	土地所有者等への注意喚起
過剰保管を未然に防止するため、業界団体を通じて土地所有者等へ土地を賃貸借契約する際の留意事項について周知します。	
5	神奈川県内自治体との連携による対応
建設系廃棄物の適正処理について、建設業の許可権限等を有する神奈川県や県内政令市等と連携し、パンフレット配布などの普及啓発を実施します。	

施策15 排出事業者への適正処理指導【継続】

施策の方向性

- 排出事業者への立入調査を計画的に実施し、委託基準の遵守や産業廃棄物管理票（マニフェスト）の運用について指導します。

具体的な取組事項

1	排出事業者への立入調査
排出事業者に対して、計画的に立入調査を実施し、委託基準、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の運用等について指導します。	
2	排出事業者向けの説明会の実施
廃棄物処理法に関する説明会等を実施し、産業廃棄物の適正処理について推進します。	
3	排出事業者に対する産業廃棄物に関する情報の提供
排出事業者向けに産業廃棄物の処理委託の方法や産業廃棄物管理票（マニフェスト）の運用などを解説した冊子を改訂し、最新の産業廃棄物の処理に関する情報を提供します。	
4	事業系廃棄物に対する一体的指導
一般廃棄物対策課と連携し、一般廃棄物と産業廃棄物の両方を排出する事業者に対して合同で立入調査や説明会を実施します。	

施策16 処理業者への適正処理指導【継続】

施策の方向性

- 産業廃棄物処理業者の事業場等に定期的に立入調査を実施し、処理基準の遵守状況や帳簿書類等の確認を実施します。
- 産業廃棄物の処理に関する関係書類を確認するほか、産業廃棄物の収集運搬及び処分等に係る受入を計画的に行うように指導するなど適正処理の確保に努めます。

具体的な取組事項

1	許可申請審査時の適正処理の指導
収集運搬業者及び処分業者において、適正な処理が行われるよう、許可申請時に指導するとともに、審査を厳正に行います。	
2	処分基準の運用
不適正な処理を行った処理業者に対しては、行政処分基準に基づき適切に対応し、不適正処理の防止に努めます。	
3	優良産業廃棄物処理業者認定制度の周知
優良産業廃棄物処理業者認定制度は、環境への取組、財務体質の健全性、事業の透明性等の基準を満たした処理業者が認定されるものです。産業廃棄物処理業者に、制度の周知を徹底し、優良処理業者の育成を図ります。	
4	処理施設の維持管理に関する指導
処理施設の維持管理の技術上の基準の遵守徹底に加え、各設備の定期的な点検を行うよう指導するとともに、施設の稼働に伴い周辺的生活環境の保全上支障が生じないよう指導します。また、事故防止のための安全対策の実施状況について調査します。	

5	産業廃棄物焼却施設の指導
---	--------------

<p>焼却施設が適正に維持管理されているか確認するため、半年ごとに「産業廃棄物処理施設維持管理状況報告書」の提出を求めるとともに、施設への立入調査を実施します。</p>
--

施策17 処理施設等の設置に係る指導【継続】

施策の方向性

- 産業廃棄物処理施設等の設置の審査にあたっては、廃棄物処理法や「横浜市産業廃棄物処理用地の設定等に関する指導要綱」等に基づき、その計画が周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされているものであるかの審査を行います。

具体的な取組事項

1	「横浜市産業廃棄物処理用地の設定等に関する指導要綱」に基づく処理用地の設定のための事前協議等の実施
<p>処理業者が設置する産業廃棄物処理施設等について、廃棄物処理法に基づく申請を行う前に事前協議を実施し、当該施設の計画に関し、関係法令等との整合性が図られ、生活環境の保全及び適正な廃棄物処理が遂行されるよう指導します。また、高所転落、巻き込まれ、薬物・危険物による事故等を防止し、作業者の安全を確保するため、必要な設備及び安全標識等の設置について指導します。</p>	
2	廃棄物処理法に基づく設置許可申請の審査の実施
<p>申請された産業廃棄物処理施設の設置に係る計画が、廃棄物処理法に規定されている技術基準に適合しているか、周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされているか、申請者が施設の設置及び維持管理を的確に行う知識や技能を有しているか等を審査します。</p>	
3	廃棄物処理法に基づく定期検査の実施
<p>焼却施設及び最終処分場等の産業廃棄物処理施設について、設置者に定期検査制度の周知を徹底します。定期検査の実施にあたっては、設置（変更）許可時の書類や図面等と実際の施設の構造に相違がないことを確認し、当該施設が廃棄物処理法に規定されている技術上の基準に適合しているかを検査します。</p>	

施策18 不法投棄・不適正処理の未然防止【継続】

施策の方向性

- 不法投棄に代表される不適正処理の防止のため、関係者の協力のもと監視体制の強化を図ります。
- 不適正処理が起きた場合も被害を最小限にとどめるため、市民等からの通報に対して迅速に対応します。

具体的な取組事項

1	不法投棄等に対する速やかな対応
本市職員と産業廃棄物監視幹（県警 OB）で構成する専従機動班による速やかな対応を継続します。	
2	相談窓口担当者研修の実施
不法投棄相談の窓口である各区収集事務所相談窓口担当者向けに研修を実施し、収集事務所との連携を深めます。	
3	通報への迅速な対応
各区収集事務所と連携し、市民等からの苦情通報への迅速な対応を実施します。	
4	継続監視事業場への立入指導
引き続き監視が必要と判断した事業場に対して、定期的に立入指導を実施します。	
5	「産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会（産廃スクラム32）」への参画
32の自治体で構成される「産廃スクラム32」へ参画することにより、各地域との情報共有や連携を図ります。	

施策19 電子マニフェストの普及【継続】

施策の方向性

- 排出事業者及び産業廃棄物処理業者の電子マニフェストへの加入促進を図ります。
- 本市も排出事業者として、電子マニフェストの利用を拡大します。

具体的な取組事項

1	電子マニフェスト説明会の開催
九都県市や神奈川県及び県内の4政令市と協力して、電子マニフェスト導入に係る共同説明会を開催するなど、排出事業者及び産業廃棄物処理業者の電子マニフェスト加入を促進します。	
2	電子マニフェストの市内利用の拡大
本市が排出する産業廃棄物の処理について、電子マニフェストの利用を拡大します。	
3	電子マニフェスト加入者へのインセンティブ検討
本市の有資格者名簿の格付点数の加点項目に電子マニフェストの加入状況を追加することについて契約所管部署に働きかけていきます。	

施策20 公共関与による最終処分場の運営及び整備【継続】

施策の方向性

- 安全で安定した効率的な処分の推進のため、公共関与による最終処分場の運営・施設整備を実施することが必要であり、今後も、施設の延命化と新規処分場の建設に向けて、関係部局との調整を行います。

具体的な取組事項

1	南本牧最終処分場（第2ブロック）の延命化措置の検討
南本牧最終処分場（第2ブロック）の延命化について、関係部局との調整を実施します。また、届出書による産業廃棄物の受入量の上限確認を継続します。	
2	新規処分場（第5ブロック）に関する関係部局との調整
新規処分場の設置の進捗状況等について情報を収集し、関係部局との調整を実施します。	

施策2-1 最終処分場の環境モニタリング【継続】

施策の方向性

- 埋立中又は埋立終了後の最終処分場を適正に維持管理するため、最終処分場の埋立段階から廃止に至るまで、浸出液、放流水、周縁地下水の水質検査及び処分場湧出ガスの検査等の環境モニタリングを継続的に実施します。

具体的な取組事項

1	維持管理状況の報告徴収
産業廃棄物最終処分場からの浸出液、浸出液処理設備の放流水及び周縁地下水の水質分析を行うよう各処分場の設置者に通知します。分析結果を徴収し、適正な維持管理について指導を実施します。	
2	環境モニタリングの実施
最終処分場に立入し、重金属類やダイオキシン類などの水質検査及び処分場湧出ガス検査等の環境モニタリングを実施します。また、その結果に基づき処分場の適正な維持管理について指導を実施します。	

施策2-2 最終処分場の跡地利用に関する指導【継続】

施策の方向性

- 最終処分場の跡地利用に関する指導を行い、生活環境保全上の支障を防止します。

具体的な取組事項

1	指定区域の指定
産業廃棄物最終処分場跡地については、定期的に現地確認を行います。また、廃棄物処理法に基づき、順次、指定区域として指定します。	
2	指定区域における土地の形質の変更に関する指導
廃棄物処理法や国のガイドラインに基づき、開発行為等に伴う指定区域における土地の形質の変更について、指導を行います。	
3	最終処分場跡地における土地利用に関する指導
指定区域として指定されていない産業廃棄物最終処分場の跡地における土地利用においては、「横浜市廃棄物埋立跡地利用に係る指導要綱」による指導を行います。	

施策23 近隣自治体及び大都市との連携【継続】

施策の方向性

- 産業廃棄物は広域的に処理されることから、神奈川県内や九都県市等の広域的な枠組みの中で、産業廃棄物に関する指導の連携を進めます。

具体的な取組事項

1	神奈川県内自治体との連携
県政令市産業廃棄物処理施設担当者会議及び処理業担当者会議等を通じ、県内の情報交換や指導基準の統一を進めます。	
2	関東地方広域での連携
関東甲信越地区産業廃棄物処理対策連絡協議会、九都県市廃棄物問題検討委員会等を通じ、国への要望や産業廃棄物に関する諸問題について検討します。	
3	大都市間の連携
大都市清掃事業協議会産業廃棄物担当課長会議等を通じ、情報交換や指導基準の統一を進めます。	